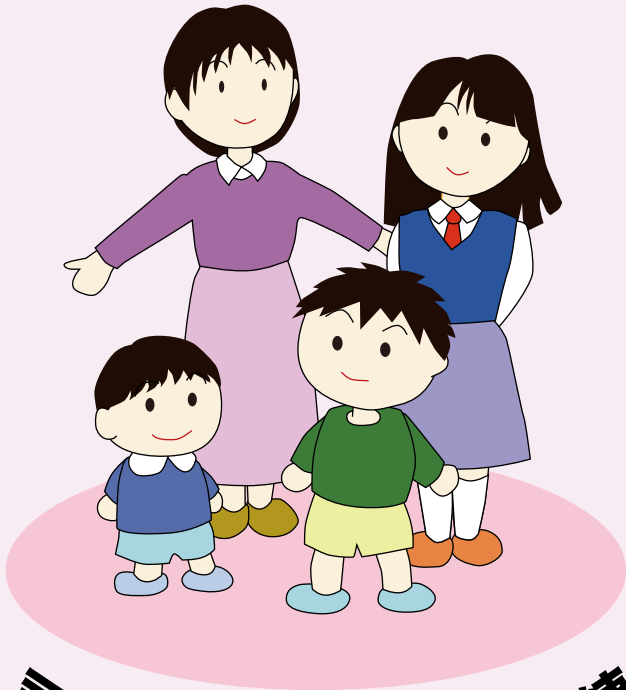


犯罪から子どもを守る



司法面接法の開発と訓練

News Letter

Vol.1

2009.3.

独立行政法人 科学技術振興機構
・社会技術研究開発センター

研究開発プログラム

「犯罪からの子どもの安全」

研究開発プロジェクト

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」

プロジェクト・スタート

研究グループの紹介

司法面接研修

北海道大学東京オフィスにて、弁護士を対象にした研修実施

児童相談所の方を対象にした、第一回目の研修実施

児童相談所の方を対象にした、第二回目の研修実施

講演会／シンポジウム／研修

丸山恭子先生講演会

第2回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム参加

札幌市児童相談所研修

北海道大学グループ：仲 真紀子 レポート

1月23日に One-Stop サポートセンター（ソウル）を訪れました

2月3日にオレゴン市内 CARES NORTHWEST を訪れました

福岡教育大学グループ：杉村智子 研究

言語供述や人物識別に関する国内外の文献資料

カレンダー

プロジェクト・スタート

スタート

プロジェクト・スタート

研究開発プロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」は、独立行政法人「科学技術振興機構（JST）」・社会技術研究開発センター（RISTEX）が設定する研究開発領域「犯罪からの子どもの安全」

の平成 20 年度課題として採択されました。2008 年 11 月、独立行政法人「科学技術振興機構（JST）」と北海道大学大学院 文学研究科の契約が行われ、プロジェクトが開始されました。

概要

プロジェクトの概要

事件、事故、家庭内暴力、学校でのいじめ等、子どもが被害にあったとき、子どもから出来事についてどのように話を聞くかは、安全確保、調査、再発防止の鍵となります。

けれども現実には、子どもから適切に話を聞くことは難しく、そのために事件が再発したり解決がとどこおることも少なくありません。

聞き取りが困難である原因のひとつは、子どもの発達レベルに応じた、誘導のない面接法が確立していないことです。「司法面接」と呼ばれる面接法は、司法場面でも活かせる、正確な情報を得ようとする面接法であり、事実をできるだけバイアスのかからないかたちで聞き出すことを目的としています。

私たちは 10 年ほど前より子どもへの司法面接の導入を試み、2007 年度からは北海道児童相談所、札幌市児童相談所の児童福祉司、心理判定員の先生方に司法面接研修を行ってきました。2008 年度より、独立行政法人「科学技術振興機構（JST）」の社会技術研究開発センター（RISTEX）の支援を受け、本プロジェクトを開始しました。

内容

プロジェクトの内容

研究部門

基礎研究：司法面接の開発には記憶とコミュニケーションに関する発達研究が重要です。ここでは子どもの報告の特性、面接に用いる道具（人形、描画等）の検討、質問や聴取法の検討・研究などを行ないます。

情報収集：面接法に関する国内、諸外国での取り組みや訓練、評価法に関する調査や情報収集を行います。

開発研究：教材の開発、訓練プログラムの効果測定を行います。上記を踏まえ、エビデンスにもとづく面接法と訓練プログラムのパッケージ（DVD と冊子）を作成し、配布します（最終的な成果物の完成は 2012 年を予定しています）。

研修・応用部門

研修：北海道児童相談所、札幌市児童相談所の専門家を対象に、年 3 回、それぞれ 2 日間の研修を行います。

現実事例への適用：現実の事例に司法面接を適用します。委託等によりスーパーバイズや評価等も行います。

司法面接支援室・スタート

12月1日

司法面接支援室

北海道大学文学研究科内プロジェクト室として、2008 年 12 月に司法面接支援室が開室しました。場所は文学研究科棟 209 室（プロジェクト C 室）です。現在は、室長（仲 真紀子）、主任（武田 知明）、短期雇用職員、大学院生で活動しています。来年度からは、専従の研究支援員 2 名が新たに赴任予定です。

司法面接支援室では、研究の実施、情報収集、研

修、各種サービス（研修の連絡、受付、機材手配、その他）の業務が行われます。



研究グループの紹介

プロジェクト代表：仲真紀子

プログラムの計画，実施，統括を行います。

所属：北海道大学大学院文学研究科心理システム科学講座 教授
専門：発達心理学，認知心理学。
専門は子どもの面接法，記憶，コミュニケーションの発達

主著・訳書：子どもの司法面接（英国内務省・保健省：誠信書房）（田中との共訳），子どもの面接法（アルドリッジ・ウッド：北大路書房）（編訳），目撃証言の心理学（北大路書房）（厳島・原との共著），子どもの発達心理学（新曜社）（高橋・藤崎・野田との共著）ほか

プロジェクト代表



北大グループ

北海道大学グループ

北海道大学グループは，北海道児童相談所，札幌市児童相談所，札幌市精神保健福祉センターの協力を得て「司法面接支援室」を中心に活動を行います。

司法面接と訓練プログラムを開発し，専門家への訓練と，面接法および訓練プログラムの評価（効果測定）を行い，最終的には面接法と訓練プログラムのパッケージを作成します。

児童相談所

北海道児童相談所 札幌市児童相談所



福岡教育大グループ

福岡教育大学グループ

研究開発に携わる福岡教育大学グループは杉村智子教授を中心に「子どもの人物同定」の研究，キットの開発を行います。



アドバイザー

アドバイザー：R. ブル教授

ブル教授（レスター大学犯罪心理学部）は英国のガイドライン作成に貢献されました。プロジェクトのアドバイザーとして助言，情報提供をしていただきます。



司法面接とは：原則として1回，出来事に関する事実の聴取を行います。信頼できる関係（ラポール）を築き，お子様の自発的な報告，オープン質問（お話しして，それから等），WH質問（何，誰，どこ等）を用いて面接します。録画により正確な記録を行い，また，お子様が何度も面接を受けなくてもよいようにします。

科学技術振興機構・社会技術研究開発センター
「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」
http://www.anzen-kodomo.jp/program/research/m_naka.html
<http://www.jst.go.jp/pr/info/info555/shiryo3-2.html>

司法面接研修

1月17日+18日

弁護士・研修

北海道大学東京オフィスにて、弁護士等を対象に研修を実施

北海道大学東京オフィスで、2009年1月17日（土）と18日（日）に、弁護士の方を対象に司法面接法の研修（保育学特論）を行いました。弁護士その他の専門家が7名、参加されました。

研修は2日間で約12時間行われました。この中で、講義、自由報告の体験、面接計画、ロールプレイ面接（DVDを見て、事件性のある面接）、振り返りを行いました。

参加者にはこの研修の前後に、お子様に対する面接を行って頂きました。研修による効果を検証します。



1月19日+20日

研修1回目

児童相談所の専門家を対象にした、第一回面接研修を実施

北海道大学で、2009年1月19日（月）と20日（火）に、児童相談所の児童福祉司、心理判定員その他の専門家を対象に第一回目の司法面接法の研修を行いました。北海道児童相談所から10名、札幌市児童相談所から1名、そして奈良県中央こども家庭相談センターから1名の方が参加されました。この他オブザーバとして北海道中央児童相談所から2

名、サイトビジットとして社会技術研究開発センターから1名が研修に参加しました。

研修の内容は、講義、自由報告の体験、面接計画、参加者同士によるロールプレイ面接（事件性のある出来事に関する面接）、小学生を対象としたロールプレイ面接を行いました。



2月16日+17日

研修2回目

児童相談所の専門家を対象にした、第二回面接研修を実施

北海道大学で、2009年2月16日（月）と17日（火）に、児童相談所の児童福祉司、心理判定員その他の専門家を対象に第二回目の司法面接法の研修を行いました。参加者は第一回目と同じ方です。

研修の内容は、この一ヶ月間の感想、前回の内容の確認テスト、テストの解説、会話分析（前回の子どもを対象とした面接の書き起こし、発話

の分析、難しい質問）振り返りなどです。

第一回目と第二回目の研修で、合計4日間・24時間の研修になります。参加者には「研修修了証」が渡されました。

参加者にはこの研修の前後に、お子様に対する面接を行って頂きました。研修による効果を検証します。



2月23日

講演会

丸山恭子先生講演会

北海道大学で、2009年2月23日(月)に、東京の「カウンセリングルームまるやま」の丸山恭子先生による講演「フォレンジックインタビューとは？ - 米国でのフォレンジックインタビューの開発、発展と基本について -」が開催されました。

北海道中央児童相談所、札幌市児童相談所、札幌市精神保健福祉センター、北海道警察、札幌家庭裁判所、北海道大学から約20名の参加がありました。



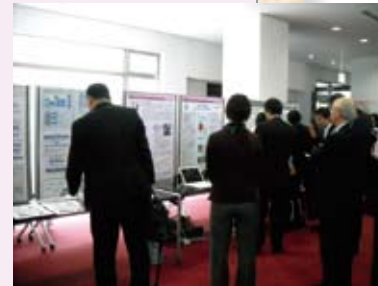
3月10日

シンポジウム

第2回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム参加

東京大学生産技術研究所コンベンションホールで、2009年3月10日(火)に、独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター主催の第2回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウムが開催されました。本プロジェクトからは、仲真紀子と武田知明が参加しました。

午前中の講演の後のポスターセッションでは、研究者のみならずセキュリティ会社の方等から多くの質問・意見を頂きました。ポスターセッションと並行してランチミーティングも行われました。午後には、仲が「子どもたちの証言 - 事実を聴



き出す面接法 -」の講演を行いました。途中で建物全体の停電によるトラブルもありましたが、無事終了。コーヒープレイクの後に、講演者全員によるパネルディスカッションで、「具体的解決策に向けて - 現状を知ることから始めよう -」という内容で討議が行われました。



これから4年間の本プロジェクトを進める上で、有意義なシンポジウムでした。

これから4年間の本プロジェクトを進める上で、有意義なシンポジウムでした。



市児相 研修

札幌市児童相談所研修

札幌市児童相談所で1年間を通して研修を行いました。

日付	内容
4月25日	事実に焦点を当てた面接法／年度計画
5月27日	自由報告の意義と司法面接
6月27日	子どもとの面接実習
7月25日	子どもとの面接実習
8月8日	事実に焦点を当てた面接手順
9月12日	面接の振り返り
10月3日	子ども総合研究所 山本先生講演
11月28日	性的なことがらの聞き取り
12月12日	中央児童相談所での面接
1月16日	MacMartin 事件
2月24日	韓国、サンディエゴ報告
3月6日	確認テストと1年の振り返り

司法面接研修：12時間コースと24時間コースがあります。内容は、①面接法、子どもの認知発達に関する講義、②面接の計画、③研修者同士のロールプレイ、④お子様(協力者)に対する面接練習、⑤会話分析、⑥ディスカッションなどを含みます。



北海道大学グループ：仲 真紀子 レポート

1月22日

ソウル

One-Stop サポートセンター（ソウル）を訪れました

1月21日に韓国ソウル大学で行われた子どもの性被害アセスメント (Assessment of alleged child victim: Finding the truth and protecting the child) に関するカンファレンスに出席した後、翌22日に、チュンブク大学のパク先生のご紹介により、ソウル市内南部のOne-Stop サポートセンターを訪れた。このセンターは性被害その他の暴力的被害を受けた(とされる)女性、男性の保護、支援のための施設であり、1カ所で心理的、医療的、そして司法的ケアを受けることができるのが特徴である。2005年にイイクムヒヤム警察



部長が、韓国法と心理学会等にも携わりつつ立ち上げたということであった。ある中学生が性被害に遭ったとき、病院、警察、カウンセリングなど、何カ所も行かねばならなかった、その事態を改善するために設立されたのだという。現在では韓国にこのような施設が16箇所あり、利用者はますます増えているとのことであった。

One-Stop サポートセンターは警察病院の1階に、独立の入り口を構えて設置されている。4人の警察官、4人のカウンセラーが8時間ないし12時間交代で勤務し、性被害、DV、学校での暴力等の被害者を24時間体制で受け入れている。被害者の数は月におよそ100人、男性、女性の被害者がおり、子どもは1割程度である(子どもの被害は、インターネットによって呼び出され、虐待をうける例が多い)。近いうちに心理学者も加わる予定だということであった。この施設は警察病院、警察、ソウル市、女性省によってサポートされている。

センターに入ると明るく広い事務室を6つの部屋が、取り囲んでいる。一番左端から休

憩室(ベッドとソファがしつらえてある)、カウンセリングルーム(L字型にソファがあり、テーブル、パソコン等の設備がある)、医務室(診察台、組織を保存する冷蔵庫等がある)、司法面接室(ワンウェイミラーを隔てて、一方はモニター室、もう一方は丸いテーブルのある面接室)、そして一番右手にはホテルにあるような清潔できれいなシャワールームがあった。

私の関心は司法面接とそれを行う司法面接室である。司法面接室には丸いテーブルに被害者、サポーター、そして司法面接を行う警察官の席があった。被害者の正面にワンウェイミラーがあり、天井と壁に計2台のカメラ、およびマイクロフォンがある。ここで得た画像、音声はモニター室でモニターすることができるようになっている。画像は英国と同様の部屋全体の画面、および被害者を移す2つの画面を合成できるタイプのものであった。テーブルの上にはアナトミカルドールがあった。ドールの使用は誘導につながる等議論の多いところだが、必要に応じて注意して用いているとのことであった。

基本方針として、警察は中立的に聞くようにしているが、(前提として)被害があったことは疑わない。カウンセラーは被害者のサイドに立ち、被害者の言うことを信じる。「カウンセラーが誘導することはないか?」との問いに「事件になった場合はカウンセラーは法廷に呼ばれて証言をする」ため、誘導的なことは行われず、とのことであった。また、前日のカンファレンスでは、判事や検察官が司法面接の重要性を強調し、彼ら自身がCBCA(供述内容がある基準にそって査定し、供述の信用性を推定する方法)に類似した手法をとっているようであった。そのため、特別の司法面接法の訓練はまだ整備途中のようであるが、客観的証拠にもとづく情報収集の重要性は広く周知されているようであった。

報告が前後するが、被害が発生した場合の手続きを述べる。被害者が訪れると、まずカウンセラーが最初のインタビューを行う(カウンセラーは誘導情報を提示



しないように注意を払う)。そして、訴追するかどうか、医療が必要かどうか、を判断する。訴追する場合は警察官が面接を行い、録画したビデオを警察と検察に提出することになる(センターには残さない)。医療証拠は冷蔵庫に保管し、すぐに訴追しないときには科捜研のような部署に送られるということであった。このように複合的な対応が可能なので、面通ししなければならない場合等をのぞき、被害者はこのセンター一カ所でほとんどのケアを受けることができる。その後、PTSDがある場合は、カウンセラーによる13回のプログラムが用意されており、また50人の弁護士が提携して法的なコンサルタントを受けることができる。カウンセリングも法的コンサルタントも無料とのことであった。なお、訴追するのは75%である(ただし、どれくらいが法廷で有罪になっているかはフォローしていないとのこと)。



パク教授によれば、韓国の人は新しい方法や手続きの導入には積極的であるとのこと(古い物をどんどん壊して新しくしていくのが好き、と笑いながらおっしゃった)。子どもはその恩恵を受けていると感じた。

2月3日

オレゴン

オレゴン市内 CARES NORTHWEST を訪れました

1月に米国サンディエゴ市で開かれた第21回子どもと家族の虐待に関するサンディエゴ国際会議(21st Annual San Diego International Conference on Child and Family Maltreatment)に参加した後、2月3日米国のオレゴン州にあるケアズ・ノースウエストという司法面接施設を訪れた。



この施設は性被害を受けた(とされる)子どもを対象に司法面接を行う施設である。エマニュエル子ども病院内の1つのビルにオレゴン州警察、医者、司法面接官、心理学者、インテーク・カウンセラー、ソーシャルワーカー、ボランティア(子どもと待ち合い室で遊ぶボランティアと、そのボランティアを指導するボランティアなど多様なボランティア)、書き起こし係など55人の専門家が勤務し、子どもやその家族に対応している。司法面接を依頼してくるのは主に福祉施設である(Department of Human Services)、警察な

どである。月に250件ほどの照会があり、うちおよそ半数について面接を行うとのことであった。この施設は1980年代に、ある医師が、子どもがケアを1カ所で受けられるようにと開始した。当初は「クローゼット」を用いての活動であったという。

メールで何度かやりとりをさせてもらったキャサリン・クローガーさん(修士号をもつ、司法面接のトレーナー)が、施設を案内してくれた。施設には会議室(TV会議による査定等も行なう)、受付事務室(6人の人が勤務。訪問中も電話が入る)、書き起こし室(2人が

トランスクリプションを行なう)、4つの面接室、診察室、広いトイレ、キッチン、クロゼット(保護されてきた子どもが着られる衣服、靴等もある)などがある。キャサリンさんは、「狭い」「この部屋は窓がなくて恥ずかしい」と言っていたが、とんでもない、すばらしい施設である。

オレゴン州では性虐待、身体的な虐待(特に頭部の怪我)については48時間以内、それ以外は84時間以内に面接を行うことが義務づけられている。ここでもその基準で面接を行なうが、性虐待については、必ずしも「すぐ」がよいわけではない場合もあるとのことであった。毎日の日課として、通常は8時半頃から面接を開始する。面接室には大きなワンウェイミラーに向かって細長いカウンターがあり、そこに2人(面接者と被面接者)が座るようになっている。ワンウェイミラーの反対側は暗い小

部屋になっており(暗くないと面接室から見えてしまう)、ワンウェイミラーの裏側には面接室を撮影するカメラが設置されている。観察者はこの小部屋で、ワンウェイミラーを通して直接、ないしはモニター画面を通して間接的に、面接の様子を観察することができる。音声はスピーカーまたはヘッドフォンで聞くことができる。私たちが刑事やソーシャルワーカーたちと一緒にすべての面接の過程を見学させていただいた。面接は以下の4つの過程からなる。

親との面接: まず面接官と医者が親に面接を行う。面接官は親に「この面接は訓練の一部をなしており、刑事、ソーシャルワーカー、その他の専門家(小部屋で観察させていただいている私たちのことである)に、私(面接官)の面接の様子を見てもらうようになっているが、それでもよいか」と許可を求める。許可を得たのち、どのような問題でここを訪れたのか等、事情を聞く。

子どもの診察: 目、口、鼻、皮膚、性等の診察を行なう。音声はすべてヘッドフォンで聞くことができる。

子どもとの面接: 面接者(1名)が子どもから話を聞く。ここでもまず子どもから、観察者の許可を得る。子どもはプレッツェルのようなスナック、水、用紙、ペンなどを与えられ、絵を描きながら、話をする。面接は一時間程度であるが、終了間際、面接者はワンウェイミラーの反対側の小部屋に来て、他に聞くべきことがないか等の確認を行う。

親へのフィードバック: 子どもが話したことを親に伝える。また、身体検査等もふまえ、親子にアドバイスを与える。当日は2つの面接を観察させていただき、その後も施設の説明や、資料の説明、ビデオの紹介などをしていただき、朝8時半から5時まで、頭も心もいっぱいになって帰路についた。なによりも最初は「クローゼット」から始まったという施設であることに励まされた。



福岡教育大学グループ：杉村智子

研究

言語供述や人物識別に関する国内外の文献資料

目撃証言時における言語供述や人物識別に関する国内外の学術研究やガイドライン等の文献資料を収集し、何が、どのレベル(実用レベルか研究レベルか等)で明示されているかについて、整理・分析を行った。

■言語供述や人物識別に関する国内外の文献資料についての整理・分析の概要

表1は、文献資料のおおまかな分類を示したものである。まず、言語供述を収集する際のインタビュー方法や写真面割等の人物識別手続きの具体的方法を中心に構成されている実用レベルのガイドライン系と、それらのガイドラインの根拠資料となった理論や研究結果が中心に構成されている研究レベルの学術系に大別された。また、文献資料の研究対象が成人であるか子どもであるかによって大別された。

ガイドライン系は、ガイドラインとガイドライン本に分けられ、前者は公的機関で作成・使用・公開されているもので、後者は、公的なガイドラインではなく一般本として発刊されているものであった。学術系は3つに区分された。学術研究論文は、レフリー付きの雑誌に掲載されている研究論文で、主に実験等で得られたデータとその分析結果と考察が中心であるもの、学術本は、学術研究論文で得られた知見が比較的絞られたテーマで体系的にまとめられているもの、学術ハンドブックは学術研究論文や学術本が広範囲にわたって網羅され、百科事典的な要素を持つものであった。また、文献資料が海外のものか国内のものか、海外のものか邦訳かによっても区別された。

表1の○印は、言語供述に関するもの、□印は、人物識別に関するものが存在するということを表している。また、一印

は、今回の文献資料分析では、該当するものがみつからなかったことを示している。例えば、成人対象のガイドラインでは、海外のものは言語供述と人物識別に関するものが両方存在する(例えばイギリス警察のPACE(Police and Criminal Evidence Act)等)、国内のガイドラインはないことを示している。さらに、小さい○印や□印は、文献資料の中に部分的に該当箇所があることを示している。例えば、子ども対象の国内のガイドライン本は、成人を対象としたガイドライン本(例えば、日本の法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会が編集をしている「目撃供述・識別手続きに関するガイドライン」)の中に「子どもの目撃供述と面接法」という子どもを対象とした章が存在することを示している。

大まかな傾向としては、子どもによる人物識別に関するガイドラインやガイドライン本は国内に存在せず、学術研究も不足していた。また、国内の学術本は、成人を対象としたものも含めて、海外の論文の研究結果や理論をもとにして執筆されているのが現状であった。

表1 言語供述や人物識別に関する国内外の文献資料の分類

		成人対象			子ども対象		
		海外	国内	邦訳	海外	国内	邦訳
実用	ガイドライン	○□	—	—	○	—	—
	ガイドライン本	○□	○□	○	○	○	○
研究	学術ハンドブック	○□	—	—	○□	—	—
	学術本	○□	○□	○□	○□	○	○□
	学術研究論文	○□	○□	—	○□	○	—

○ = 言語供述に関するもの □ = 人物識別に関するもの



カレンダー

日付	内容
4月25日	札幌市児童相談所研修：事実に焦点を当てた面接法／年度計画
5月27日	札幌市児童相談所研修：自由報告の意義と司法面接
6月27日	札幌市児童相談所研修：子どもとの面接実習
7月25日	札幌市児童相談所研修：子どもとの面接実習
8月8日	札幌市児童相談所研修：事実に焦点を当てた面接手順
9月5日	北海道児童相談所と会議：「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」研究プロジェクト参画実施要綱
9月12日	札幌市児童相談所研修：「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」研究プロジェクト参画実施要綱
10月3日	札幌市児童相談所研修：山本恒雄先生講演
10月5日	北大東京オフィス司法面接研究会：鈴木浩之先生講演
10月19日	Law and Psychology and a new current of civil participation in criminal justice: Saiban-in Seido We should not be too much worried about lay participation in criminal court. において「裁判員の知識と力」の報告
10月21日	法と心理学会WS-V：法律相談、カウンセリング、司法面接における面接法トレーニングにおいて「司法面接とその訓練プログラムの開発：現状と課題」の報告
10月24日	玉川大学脳科学研究所 第5回 赤ちゃんフォーラム「記憶 - 憶え、思い出す心と脳のはたらき -」において「子どもの証言どのように話を聞けばよいか」の報告
11月3日	北海道大学進学相談会文系模擬授業において「社会と心理学 - 子どもの証言 -」の講義
11月6日	札幌学院大学 2008 年度法政制総合講座 A において「犯罪と司法 - 司法への民間参加、厳罰化は適正・民主化、安全につながるか 裁判員制度 - 裁判員制度 - 法心理学研究から -」の報告
11月15日	The Psychonomic Society 49th Annual Meeting において「Effects of Victim Impact Statement on Lay People's Judicial Decisions」の報告
11月23日	日本理論心理学会第54回大会公開シンポジウムにおいて「常識とは何か? - 法心理学研究から -」の報告
11月28日	札幌市児童相談所研修：性的なことから聞き取り
11月29日	名城大学シンポジウム「自伝的記憶 - 自己と過去をつなぐもの 法と心理学からの示唆 - 人とつくりあげる過去 -」の報告
12月7日	北大東京オフィス司法面接研究会：研究報告
12月9日	子どもの供述に関する意見書を提出
12月11日	イメージングテクノロジーの階梯 = 認知科学との交流 = において「記憶と感情の認知心理学 イメージがつくる過去」の報告
12月12日	札幌市児童相談所研修：中央児童相談所面接
12月20日 - 21日	平成20年度 社会技術研究 研究課題プロジェクト・「犯罪からの子どもの安全」合宿。「犯罪から子どもを守る・司法面接法の開発と訓練」の報告
2009年1月9日	九州大学大学院「統合新領域学府ユーザー感性学専攻」プレ講義 実践子ども学において「司法場面における 子どもたち - 認知科学の最前線から」の報告
1月9日	子どもの供述に関する意見書を提出
1月16日	札幌市児童相談所研修：MacMartin 事件
1月17日	北海道大学東京オフィスで、弁護士研修：講義（保育学特論、司法面接法）・ロールプレイ
1月18日 - 19日	北海道大学で、司法面接法・研修：講義・ロールプレイ・子どもとの面接実習
1月21日	Special symposium I: Assessment of alleged child victims: The truth and protection of the child (ソウル大学) において「Child eyewitness testimonies in Japan: Research and cases」の報告
1月22日	ソウル市 One-Stop サポートセンターの見学
1月25日 - 30日	子どもと家族の虐待に関するサンディエゴ国際会議 (第21回 San Diego International Conference on Child and Family Maltreatment)
2月3日	オレゴン州ケーズ・ノースウエストの見学
2月8日	北大東京オフィス司法面接研究会：子どもによる質問
2月16日 - 17日	北海道大学で、司法面接法・研修：講義・ロールプレイ・子どもとの面接実習
2月22日	科研基盤 (A) 「刑事法学と心理学 - 刑事裁判心理学の構築に向けて」平成20年度研究集会にて「韓国とアメリカの司法面接事情・および英国、日本」の報告
2月23日	北海道大学で、丸山先生講演会
2月24日	札幌市児童相談所研修：韓国、サンディエゴ報告
3月6日	札幌市児童相談所研修：確認テストと1年の振り返り
3月10日	第2回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム：子どもの証言 事実を聞き出す面接法
3月12日	神奈川県「子どもの虹」において「児童虐待対応における現状と課題 I：子どもの記憶 ～事実確認をめぐる～」の報告

募集中

お子様 調査協力者

面接法の研究や研修にはお子様の協力が欠かせません。「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、幼児から高校生まで、広くお子様の協力者を募っています。

- ◆調査への協力者（アンケートや面接調査への参加）
- ◆研修での「面接されるお子様」役

北大・文学研究科にての調査や研修にご参加いただけます。保護者の方の同伴も可能です。お子様に、効果的な報告ができるようになっていただけるよう、教育的配慮をもって調査、研修を行います。

受付中

司法面接に関するご相談

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、司法面接の研修や実施に関わるご相談を受け付けています。

募集中

大学院生募集

北海道大学大学院文学研究科・仲研究室では子どもの記憶、コミュニケーション、認知発達、司法面接等に関する研究を目指す大学院生（修士、博士）の受験をお待ちしています。大学院受験については北大文学研究科のHPをご覧ください。

<http://www.hokudai.ac.jp/letters/>

「司法面接法の開発と訓練」プロジェクト事務局
(司法面接支援室)

060-0810 札幌市北区北10条西7丁目
北海道大学 大学院 文学研究科 内
電話 / FAX : 011-706-2306
takeda@let.hokudai.ac.jp

プロジェクト代表
北海道大学大学院文学研究科 心理システム科学講座
教授 仲真紀子
mnaka@psych.let.hokudai.ac.jp